

西村あさひ法律事務所

EU 競争法における昨年の規制改革の動向
— 垂直的協定に対する新しいルールを中心に —

独禁/通商・経済安全保障ニューズレター

2023年1月17日号

執筆者:

E-mail✉ [Kristina Winkelmann](mailto:Kristina.Winkelmann@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [眞貝 淳一](mailto:maimai@nishimura-asahi.com)

競争法(日本における独占禁止法)は世界各国に存在するが、特に EU における競争法は、日本企業を含む世界の各企業にとって把握しておく必要性の高い法律となっている。

本稿では、近時の EU 競争法規制に関するアップデートの概要を簡潔に説明するとともに、昨年の大きな出来事の一つである、新たな垂直的協定一括適用免除規則及び垂直的制限ガイドラインの制定についてより詳しく紹介する。

1. EU 競争法の規制改革における近時のアップデート

EU 競争法における、近時の主な立法上の動向は、以下のとおりである。既に発効している新しいルールもあれば、今年発効することが予定されているものもある。

- [新たな、垂直的協定一括適用免除規則及び垂直的制限ガイドライン](#)が、2022年6月1日に発効された。後述のとおり、サプライチェーンの上下の関係(垂直関係)に位置する事業者間の契約等に対する規則やガイドラインを、各産業に共通する近年の変化(デジタル化やサステナビリティの重要性等)を考慮したうえで新たに制定したものである。
- [欧州委員会は、研究開発に関する水平的協定一括適用免除規則、製造専門化に関する水平的協定一括適用免除規則及び水平ガイドラインにつき改訂案を2022年3月1日に発表し、同日から2022年4月26日までパブリックコメントを行った。](#)この改訂は、デジタル経済やグリーン転換などの分野における経済・社会の発展に、現行の規則を適応させることを目的としている。研究開発に関する水平的協定一括適用免除規則及び製造専門化に関する水平的協定一括適用免除規則は、一定のカテゴリーに属する水平的協定につき、欧州機能条約(Treaty of Functioning of European Union、以下「TFEU」という。)101条1項に基づく禁止に対する適用除外を定めており、一種のセーフハーバーの役割を果たしている。そのため、研究開発や生産専門化を行う企業にとっては、同規則が重要な基準となっている。
- [デジタル市場法\(Digital Markets Act、以下「DMA」という。\)](#)が、2022年11月1日に発効し、2023年3月から適用開始される予定である¹。DMAは、一定の売上高に基づく基準及びユーザー数に基づく基準を満たした巨大テクノロジープラットフォームサービス(オンライン検索エンジン、オンラインソーシャルネットワーキングサービス等)を適用対象としている。DMAにおいては、このような事業者を「ゲートキーパー」としたうえで、「ゲートキーパー」に一連の義務を課している(主な義務としては、インターオペラビリティやデータポータビリティを備えることが挙げられる。)。また、DMAは同様に、自己優遇(self-preferencing)の禁止や、最恵国待遇条項(パリティ条項)の禁止といった、一定の禁止行為についても規定している。仮にDMA上の規定に従わなかった場合、欧州委員会は課徴金や違約金を課すことができ、また組織的にDMAに違反していた場合は、行動的又は構造的な問題解消措置が求められる可能性がある。
- [2022年11月8日、欧州委員会は市場画定告示の改訂案につきパブリックコメントを開始した。](#)この市場画定告示は、企業間の競争が行われる場の境界を定義する際に用いられる。市場画定告示の改訂の目的は、例えばデジタル市場(「多面市場」や「デジタルエコシステム」)やイノベーションが起りやすい市場における市場画定など、一定の状況にどのように対応するべきかにつき、より法的ガイダンスを記載し、透明性を高めるところにある。
- [2022年10月3日、欧州委員会は非公式ガイダンス告示を採択した。](#)この新しい非公式ガイダンス告示によって、事業者は

¹ 当事務所の2022年9月9日付けニューズレター「[デジタル市場法\(Digital Markets Act\)の成立及び日本への影響](#)」も参照されたい。

自ら行おうとしている行為が未解決の新しい論点(危機的な・緊急な状況を含む。)を有する場合、当該行為が EU 競争法上適法かどうかにつき、非公式のガイダンスを求めることが可能となる。

- 最も最近では、2022 年 11 月 28 日、EU において**外国補助金規則(以下「FSR」という。)**が成立した²。2023 年 1 月 12 日に発効しており、2023 年下期には適用が開始される予定である。FSR は、EU 外の各国が拠出した補助金のうち、EU 域内市場を歪曲する効果を有するものに対処することを目的とし、二つの届出ベースの規制を定めている。一つは、外国補助金を含む一定の M&A が行われる場合義務的届出を課す企業結合規制であり、もう一つは外国補助金を含む公共調達における一定の入札が行われる場合、その公共調達に関し義務的届出を課す規制である。また、加えて、その他の場合も含め、市場を歪曲するような外国補助金が疑われるような場合等においては、欧州委員会は自ら職権でそのことを審査することが一般的に可能となっている。仮に、外国補助金が市場歪曲的であることが欧州委員会によって認められた場合、欧州委員会は、その状況を是正する手段を求めたり、さらには当該手段の確約を求めたり、最終的に、企業結合又は公共調達入札契約の締結を禁止することも可能である。

これらの動向を見ると、EU の立法担当者が、デジタル経済や欧州グリーンディール³の実行に焦点を当てて、昨年多くの規制改革を競争法の領域で行ったことが分かる。各企業においても、当該動向に加え、今後新たに行われるアップデートも含め、急速かつ複雑な規制改革を把握していくことが極めて重要と考えられる。

2. 新たな垂直的協定一括適用免除規則及び垂直的制限ガイドラインの制定

(1) 概要

以下、上記動向の中から、新たな垂直的協定一括適用免除規則(Vertical Block Exemption Regulation、以下「VBER」という。)及び垂直的制限ガイドラインの制定について紹介する。これらは、販売店契約(distribution agreement)に関する新しい重要な変更を含んでいる。

新たな VBER⁴及び垂直的制限ガイドライン⁵は、欧州委員会により 2022 年 5 月 10 日に採択され、2022 年 6 月 1 日より施行された。これらは、2010 年から存在していた旧 VBER 及び垂直的制限ガイドラインの内容を置き換える形で制定されている。

EU において VBER は、全てのタイプの垂直的協定に対する TFEU101 条 1 項による禁止の適用につき一般的な適用除外(適用除外を受ける一定の条件はセーフハーバーと呼ばれる。)を定めている。VBER と、関係するガイドラインは、サプライヤーや卸売業者にとって、自らがセーフハーバーの恩恵を受けることができるか、また自らの行為が EU 競争法を遵守しているかを判断するにあたり重要なツールとなっている。また、VBER と関係するガイドラインは、セーフハーバーに当たらず適用除外の対象とならない垂直的協定の EU 競争法適合性についても重要な判断基準を提供している。

新たな VBER 及び垂直的制限ガイドラインは、事業者に対し、最新のビジネス状況にあわせた、より明確な指針を提供しており、また事業者が自らの供給契約・販売店契約が EU 競争法に適合しているかを評価する上で参考となる内容となっている。加えて、新たな VBER は、E-コマースやオンライン販売、EC サイトの発展を特に考慮した内容となっている。

新たな VBER は既に 2022 年 6 月に施行されているが、2023 年 5 月 31 日までの 1 年間の移行期間が設けられており、2022 年 5 月 31 日に既に効力が生じていた協定については、新しいルールに適合した内容に 2023 年 5 月 31 日までに修正することが求められている。一方で、2022 年 5 月 31 日以降に締結された垂直的協定については、2022 年 6 月 1 日からの新しい VBER のルールに適合した内容とすることが求められている。

² 当事務所の 2022 年 11 月 30 日付けニュースレター「[EU の新たな外国補助金規制と日本企業への影響](#)」も参照されたい。

³ 当事務所の 2022 年 2 月 15 日付けニュースレター「[EU における ESG/SDG 関連政策と競争政策を巡る最新動向及び日本への示唆](#)」も参照されたい。

⁴ Commission Regulation (EU) 2022/720 of 10 May 2022 on the application of Article 101(3) of the Treaty on the Functioning of the European Union to categories of vertical agreements and concerted practices, see <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R0720&from=EN>

⁵ Guidelines on vertical restraints (2022/ C 248/01), see https://ec.europa.eu/competition-policy/system/files/2022-05/20220510_guidelines_vertical_restraints_art101_TFEU_.pdf

(2) 重要な変更点

以下、新たな VBER 及び垂直的制限ガイドラインにおける、各事業者に影響するであろう重要な変更点を紹介する。

ア オンライン販売に対する制限

旧 VBER においては、オンライン販売に関し制限する旨明記した条項が存在しなかった。一方で、新 VBER においては、新たに、インターネットを販売チャネルとして効果的に用いるのを妨害するような行為に関し、「キャッチオール」ハードコア制限という概念を設け、このハードコア制限に当たる場合適用除外の対象外としている⁶。新 VBER においては、直接的か間接的かを問わず、また単独か他の要素をあわせてかを問わず、ある商品役務の購入者や当該購入者の顧客が、当該商品役務をインターネットを用いて効果的に販売するのを妨害する目的を持って行う行為のことを、オンライン販売におけるハードコア制限に当たるものとしている。ここにいう妨害には、一以上のオンライン広告チャネルの全ての使用を禁じる目的を持って行うものも含まれる。また、この新しいルールにおいては、Pierre Fabre 判例⁷及び Coty 判例⁷において、欧州連合司法裁判所(Court of Justice、以下「ECJ」という。)がオンライン販売の制限につき判断したケースローが明文化されている。

しかしながら、ある商品役務の購入者がオンラインにおける販売において取り得る手法についてのみ制限するようなオンライン販売の制限は、ここにいうハードコア制限に当たらないことには留意が必要である。ある垂直的制限につき、単なる制限として許容される場合と、インターネットを用いて効果的にオンライン販売を行うのを妨害する制限としてハードコア制限に当たる場合とを判断することは難しいことから、欧州委員会は垂直的制限ガイドラインにおいて、より詳しいガイダンスを提供している。

新垂直的制限ガイドラインによると、とりわけ以下のような行為は、ハードコア制限に当たるとされている⁸。

- 売り手が買い手に指定した地域と別の地域からウェブサイトを見ようとしている買い手の顧客に対して当該ウェブサイトを見ることができないようにしたり、買い手の顧客を製造メーカーその他の売り手のオンラインストアに誘導したりするよう、買い手に対して売り手が求める行為
- 商品役務を、物理的な空間(physical space)又は専門的な人員が物理的に存在する場所においてのみ販売するよう、買い手に対して売り手が求める行為
- 個々のオンライン販売を行う前に、売り手の事前承認を求めるよう、買い手に対して売り手が求める行為
- 売り手が買い手に対して、買い手のウェブサイトやオンラインストアにおいて売り手の有する商標やブランド名を用いることを禁止する行為
- 売り手が買い手に対して、一以上のオンラインストアを設立又は運営することを禁止する行為
- 売り手が買い手に対して、オンライン広告サービス(検索エンジンや価格比較サービス)の使用を完全に禁止する行為(ただし、特定の検索エンジンや価格比較サービスの使用を禁止することは、買い手が他のオンライン広告サービスを使用することができる可能性がある限りにおいて、一般的にハードコア制限には当たらない。)

一方で、新垂直的制限ガイドラインは、以下のような行為は適用除外の対象になり得るとしている⁹。

- 買い手のオンラインストアのクオリティや、特定の外観を確保するよう、買い手に対して売り手が求める行為
- 買い手のオンラインストアにおける商品役務の展示方法(展示される商品の最低数や、売り手の商標やブランドが展示される方法など)につき、買い手に対して売り手が求める行為
- オンラインマーケットプレースの使用を直接的・間接的に禁止すること
- 例えば売り手の選択的流通システムのメンバーになる条件として、一以上のリアル店舗やショールームを運営するよう、買い手に対して売り手が求める行為

⁶ 新 VBER 4(e)

⁷ Case C-439/09 Pierre Fabre Dermo-Cosmétique SAS v Président de l'Autorité de la concurrence EU:C:2011:649 及び Case C-230/16 Coty Germany GmbH v Parfümerie Akzente GmbH EU:C:2017:941

⁸ 新垂直的制限ガイドライン para.206

⁹ 新垂直的制限ガイドライン para.208

- 買い手が有するリアル店舗を効率的に運営するために、商品役務をオフラインで最低限の絶対量(総売上高に占める割合ではなく、金額又は数量で指定されたもの)販売するよう、買い手に対して売り手が求める行為

イ 二重流通(dual distribution)

二重流通とは、ある供給者(メーカーやプラットフォーム事業者等)が自らの商品役務を独立した販売業者を介して最終顧客に販売する一方で、その供給者自身が直接最終顧客に当該商品役務を販売してもいる状況を指す。このような場合、下流の流通市場においては、供給者と独立した販売業者が競争関係に立つことになる。

改正後の新 VBER においても、旧 VBER から引き続き、二重流通を行うことは適用除外の対象となるとされている(すなわち、ある商品役務を販売業者へ供給しつつ、販売業者と同様に直接最終顧客に販売も行っている売り手と、当該商品役務の販売業者のみを行う買い手の間で締結される、非互恵的な垂直的協定は、適用除外の対象となる。)¹⁰。

しかしながら、適用除外を受けることができる二重流通の範囲については、一定の調整がなされた。

新 VBER では、垂直的協定に対する適用除外を受けることができる対象に、上流市場における輸入業者又は卸売業者と、下流市場における輸入業者、卸売業者又は小売業者との間で締結される協定が追加された¹¹。

一方で、あるオンライン仲介サービス事業者が、その仲介の対象となる商品役務の販売についても事業を行っている場合、オンライン仲介サービス事業者が売り手として当該サービスを提供する際の垂直的協定は適用除外の対象とはならないとされた¹²。

加えて、新 VBER では、二重流通の状況における売り手と買い手の間の情報交換は、旧 VBER と同様一般的に適用除外としつつも、以下の場合にのみ適用除外が認められるとしている¹³。

- (1)売り手と買い手の間で締結する垂直的協定の実施に直接関係する情報交換であり、かつ
- (2)商品役務の生産又は流通を促進する上で必要である情報交換であること

これらの条件を満たすかどうかを判断するためのガイダンスとして、垂直的制限ガイドラインは、情報交換がセーフハーバーに当たり適用除外の対象となるか否かにつき、具体例とともに示している¹⁴。例えば、垂直的協定を結ぶ売り手又は買い手が、商品役務を下流の流通市場(最終顧客に販売を行う市場)で販売する際の将来の価格設定に関する情報を交換することは、一般的に上記の条件を満たさない可能性が高いとされている。

ウ オンラインプラットフォーム事業者に関する規定

新ルールにおいては、オンライン仲介サービス事業者(例えば、Eコマースのマーケットプレイスや、オンラインソーシャルメディアサービスのようなオンラインソフトウェアアプリケーションサービスを提供する事業者)が、提供する役務につき「サプライヤー」として扱われる一方で、当該役務をオンライン仲介サービスを通して利用する、ある商品役務の売り手の会社は、提供されるオンライン仲介サービスの買い手として分類されることが明確にされた(これは、その売り手の会社がオンライン仲介サービスの利用に金銭を支払うか否かに関係ないものとされている)¹⁵。

一方で、新 VBER においては、あるオンライン仲介サービス事業者が、仲介している商品役務の販売に関する市場においても事業を行っているような場合(いわゆる「ハイブリッドオンライン仲介サービス」を行っているような場合)、当該オンライン仲介サービスの提供に関する垂直的協定については、セーフハーバーの対象外とされている¹⁶。

加えて、新垂直的制限ガイドラインにおいては、オンラインプラットフォームエコノミーにおいて活動をしている事業者の間で締結

¹⁰ ただし一方で、多面的な機能を有するオンライン仲介サービスの提供においては、一定の例外が設けられている。

¹¹ 新 VBER 2(4)

¹² 新 VBER 2(6)

¹³ 新 VBER 2(5)

¹⁴ 新垂直的制限ガイドライン para.99 以下参照

¹⁵ 新 VBER 1.1(d)

¹⁶ 新 VBER 2(6)

された垂直的協定は一般的に、TFEU101 条 1 項の適用外とされる代理店契約とは考えられない、とされている¹⁷。

これらの明確化は、VBER の適用に重要な影響を及ぼすと考えられる。例えば、オンラインプラットフォーム事業者は、オンラインプラットフォームサービスのサプライヤーとされるところ、オンライン仲介サービスの利用者に対して、ハードコア制限を課すことはできないと考えられる。

エ 最恵国待遇条項(MFN 条項)

MFN 条項(パリティ条項とも呼ばれる。)とは、多くの場合、他の販売流通経路(他のオンラインプラットフォーム等)において提供している契約条件と同等かより有利な契約条件(価格に関する条件も価格に関しない条件も含む。)で商品役務を提供するよう、相手方に対して求める契約上の条項を指す。MFN 条項は、最近様々な国の競争当局によって調査の対象になっている。この MFN 条項は、他に競争しているオンラインプラットフォーム等の全ての販売経路において自らに提供する契約条件より有利な条件を提供することを相手方に制限するワイド MFN 条項と呼ばれるもの(複数のプラットフォームを通じた小売パリティ条項とも呼ばれる。)と、相手方自身が運営するウェブサイトにおいて自らに提供する契約条件より有利な条件を提供することを相手方に制限するものの、他に競争しているオンラインプラットフォーム等の販売経路においては有利な条件を提供することを許容するナロー MFN 条項と呼ばれるものに分けられるとの議論が各国競争当局によってなされている。

そこで、新 VBER においては、この点に関し、ワイド MFN 条項(複数のプラットフォームを通じた小売パリティ条項)を適用除外の対象から外すようアップデートがなされた。すなわち、オンライン仲介サービスの提供事業者(売り手)が、利用者(買い手)に対し、利用者(買い手)が他の競争関係にあるオンライン仲介サービスを通じて最終顧客にとってより有利な条件で商品役務を提供、販売又は再販売することを防止するような義務を課す垂直的協定は、適用除外の対象から外された¹⁸。

加えて、新ルールでは、他の種類のパリティ条項、例えば卸売パリティ条項(卸売業者が商品役務を購入する際のパリティ条項)や、ナロー MFN 条項については、引き続き適用除外の対象となることも確認されている¹⁹。しかし一方で欧州委員会は、特に、オンライン仲介サービスの利用者(買い手)が自ら運営しているウェブサイトにおいて、当該オンライン仲介サービスにおける条件よりも最終顧客にとってより有利な条件で商品役務を販売することを制限するような義務を、並行して複数のオンライン仲介サービスで課せられる結果、その累積効果によってオンライン仲介サービスプラットフォームの間での競争が限定的になってしまうような集中的な市場においては、ナロー MFN 条項が適用除外の対象とならない場面も存在し得ると警告している点にも留意が必要である²⁰。

オ 二重価格

二重価格とは、サプライヤーが販売業者に対して、その販売業者がオンラインで販売する場合と実店舗で販売する場合によって、異なる価格で販売することを指す。以前の VBER においては、このような二重価格はハードコア制限にあたり、適用除外の対象外とされていた。

しかし、新 VBER においては、このような制限は、オンラインとオフラインに対する投資が適切になされることにつながることから、原則として適用除外の対象とされた²¹。この新ルールの一番の目的は、フリーライド問題に対処することにあった。ここにいうフリーライドとは、例えば、実店舗に来店した顧客が、販売されている商品役務を試したり、当該商品役務を購入するかを決定するための他の有用な情報を得たりした上で、当該実店舗ではなく、別の販売業者が運営するオンラインショップで当該商品役務を注文するような行為を指す。

各企業においては、二重価格が本当に上記のように適用除外の対象となるか(オンライン販売におけるハードコア制限に当たらないか)については、注意深く分析する必要がある。例えば、卸売価格の違いによって、販売業者におけるオンラインでの販売の採算が合わなくなるような場合や、販売が財政的に維持できなくなるような場合、また、販売業者がオンラインで販売することができる商品の数量を制限することを目的に二重価格がなされているような場合においては、ハードコア制限に当たり適用除外の対

¹⁷ 新垂直的制限ガイドライン para.63

¹⁸ 新 VBER 5.1(d)

¹⁹ 新垂直的制限ガイドライン para.254

²⁰ 新垂直的制限ガイドライン para.259

²¹ 新垂直的制限ガイドライン para.209

象とならないことがあり得るとされている²²。

カ 独占的流通システム

積極的販売に対する制限とは、あるサプライヤーが、自ら有する独占的な流通システムにおける販売業者に対し、販売業者が自ら積極的に顧客に接触し商品役務を販売する行為に関し制限を設ける行為のことを指す。このような行為は一般的にハードコア制限に当たり適用除外は認められないとされ、旧 VBER においては例外が極めて限定的にのみ認められるとされていた。

新 VBER においては、適用除外が認められる範囲が拡大された。具体的には、サプライヤーが、それぞれ設定した排他的なテリトリー又は特定の顧客グループごとに、最大 5 つの販売業者を割り当てた上で、それらの販売業者による積極的販売につき制限する行為は、一定の要件を満たす場合適用除外の対象になるものとされた²³。

加えて、新ルールにおいては、サプライヤーが販売業者に対して、販売業者に課した積極的販売の制限をさらに販売業者の顧客との間で設定するよう義務づけることが許された。新垂直的制限ガイドラインにおいては、サプライヤーが販売業者に対して、サプライヤーが自ら又は他の販売業者に割り振っているテリトリーや顧客グループに対して販売業者の顧客は積極的販売を行ってはならない、という内容の制限を販売業者と販売業者の顧客との間で設定するよう求めることが適用除外の対象となることを明確にしている。しかしながら一方で、さらに商流の下流に位置する事業者に対しては同様の制限を設定することはできず、適用除外の対象とはならないものとされている²⁴。

最後に、独占的流通システムに関し、新 VBER においては、サプライヤーが商品役務の買い手や当該買い手の顧客に対して、サプライヤーが独占的流通システムを有している地域に所在する無許可の販売業者に積極的販売及び受動的販売のいずれかを行うことを禁止することが認められている²⁵。このような禁止は、商品役務の買い手や当該買い手の顧客が、問題となっている地域内に所在していなくても、適用除外の対象として認められ得るとされている。

キ サステナビリティ

欧州委員会において、サステナビリティは優先度の高い目標になっているところ、新ルールにもサステナビリティに関するテーマが織り込まれている。

新垂直的制限ガイドラインにおいては、サステナビリティに関する協定は EU 競争法上協定の種類として明記されていないものの、TFEU101 条 3 項²⁶につき検討する際、効率性の一要素としてサステナビリティに資するかどうかを加味できるものとされている²⁷。そのため、このようなサステナビリティに関する効率性を有する垂直的協定は、VBER に基づくセーフハーバーの適用除外を受けないものであったとしても、未だ、TFEU101 条 3 項に基づく適用除外がなされる可能性があることになる。

新垂直的制限ガイドラインにおいてはまた、気候変動や環境保護、天然資源の使用制限といった、サステナビリティに関係する要素が、選択的流通システムの目的として、有効な定性的要素と考えられることが述べられている(例えば、あるサプライヤーが、サプライヤーの有する選択的流通システムの販売業者に対して、自らの商品をサステナブルな方法で配達するよう(モータービークルの代わりにカーゴバイクで配達するなど)求めることが、サステナビリティの観点から可能と判断され得る。)²⁸。

ク 競争禁止義務条項

旧ルールにおいては、5 年を超えて有効な競争禁止義務条項については、VBER のセーフハーバーによる適用除外を受けるこ

²² 新垂直的制限ガイドライン para.209

²³ 新 VBER 4(b)(i)

²⁴ 新垂直的制限ガイドライン para.220

²⁵ 新 VBER 4(c)(i)(2)

²⁶ VBER に基づく一括適用除外とは別に、TFEU101 条 3 項においては、一定の条件を満たす場合 TFEU101 条 1 項に基づく禁止の適用をしない旨規定されている(個々の事案の内容を踏まえて判断される適用除外と位置づけられている。)

²⁷ 新垂直的制限ガイドライン para.9

²⁸ 新垂直的制限ガイドライン para.144

とができないものとされていた。新垂直的制限ガイドラインにおいては、5年の期間を過ぎると黙示的に更新されるような競業避止義務についても、ある商品役務の買い手が合理的な通知期間とコストによって競業避止義務を含む垂直的協定を有効に再交渉又は終了することが可能で、その結果として5年の期間の終了後にサプライヤーを切り替えることが有効に可能となっているという条件が満たされる場合、適用除外を受けることが可能とされている²⁹。

(3) 結語

全体として、新しいルールによって、企業が自らの流通モデルをよりシンプルかつ柔軟に設計できるようになっている。しかしながら一方で、一定の最恵国待遇条項(MFN条項)など、新VBERがより制限的な規定を導入している領域もある。そのため、各企業においては、自らが既に締結している契約が新ルールに適合しているかを確認するとともに、今回の改正によって新たなビジネスチャンスが生じていないかについても、確認することが望ましいように思われる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

²⁹ 新垂直的制限ガイドライン para.248